

国税徴収法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改 正 後

(暴力団員等に該当しないこと等の陳述)

第一条の二 公売不動産（法第九十九条の二（暴力団員等に該当しないこと等の陳述）に規定する公売不動産をいう。以下この条並びに第一条の五第一項及び第二項（最高価申込者等が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情がある場合）において同じ。）の入札等（法第七十九条第二項第三号（差押えの解除の要件）に規定する入札等をいう。以下この条及び第一条の五第二項において同じ。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した陳述書を国税局長、税務署長又は税関長に提出しなければならない。

一 五 省 略

六 公売不動産の入札等をしようとする者（その者が法人である場合には、その役員）及び自己の計算において公売不動産の入札等をさせようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等（法第九十九条の二第一号に規定する暴力団員等をいう。第一条の五第三項において同じ。）に該当しないこと。

七 省 略

2 公売不動産の入札等をしようとする者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める書類の写しを国税局長、税務署長又は税関長に提出するものとする。

一 公売不動産の入札等をしようとする者が、指定許認可等（第一条の五第三項に規定する指定許認可等をいう。以下この項において同じ。）を受けて事業を行っている者である場合 その者が当該指定許認可等を受けていることを証する書類

二 省 略

(入札書に封をすることに相当する措置)

第一条の四 法第一百一条第一項（入札及び開札）に規定する財務省令で定める措置は、入札をしようとする者から情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を

改 正 前

(暴力団員等に該当しないこと等の陳述)

第一条の二 公売不動産（法第九十九条の二（暴力団員等に該当しないこと等の陳述）に規定する公売不動産をいう。以下この条並びに第一条の四第一項及び第二項（最高価申込者等が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情がある場合）において同じ。）の入札等（法第七十九条第二項第三号（差押えの解除の要件）に規定する入札等をいう。以下この条及び第一条の四第二項において同じ。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した陳述書を国税局長、税務署長又は税関長に提出しなければならない。

一 五 同 上

六 公売不動産の入札等をしようとする者（その者が法人である場合には、その役員）及び自己の計算において公売不動産の入札等をさせようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等（法第九十九条の二第一号に規定する暴力団員等をいう。第一条の四第三項において同じ。）に該当しないこと。

七 同 上

2 同 上

一 公売不動産の入札等をしようとする者が、指定許認可等（第一条の四第三項に規定する指定許認可等をいう。以下この項において同じ。）を受けて事業を行っている者である場合 その者が当該指定許認可等を受けていることを証する書類

二 同 上

使用して送信がされた入札書に記載すべきこととされている事項が入力された当該入札の情報を、当該送信がされた時から開札の時までの間、何人も閲覧することができないこととする措置とする。

(最高価申込者等が暴力団員等に該当しないと認めらるべき事情がある場合)

第一条の五 省略

254 省略

(随意契約により不動産を売却する場合における公売の規定の準用)

第一条の六 第一条の二(暴力団員等に該当しないこと等の陳述)の規定は、法第九十九条第四項(随意契約による売却)において準用する法第九十九条の二(暴力団員等に該当しないこと等の陳述)の規定により財務省令で定めるところにより陳述する場合について準用する。この場合において、第一条の二第一項中「の入札等(法第七十九条第二項第三号(差押えの解除の要件)に規定する入札等をいう。以下この条及び第一条の五第二項において同じ。)をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けようとする者」と、同項第一号から第三号までの規定中「の入札等をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けようとする者」と、同項第四号及び第五号中「の入札等をさせようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けさせようとする者」と、同項第六号中「の入札等をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けようとする者」と、同項第七号中「の入札等をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けさせようとする者」と、同項第八号中「の入札等をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けさせようとする者」と、同項第九号中「の入札等をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けさせようとする者」と、同項第十号中「の入札等をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けさせようとする者」と、同項第十一号中「の入札等をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けさせようとする者」と、同項第十二号中「の入札等をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けさせようとする者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、法第九十九条第四項において準用する法第六十六条の二第一項ただし書及び第二項ただし書(調査の嘱託)に規定する財務省令で定める場合について準用する。この場合において、前条第二項中「の入札等をさせた者」とあるのは、「を随意契約により買い受けさせようとした者」と読み替えるものとする。

(最高価申込者等が暴力団員等に該当しないと認めらるべき事情がある場合)

第一条の四 同上

254 同上

(随意契約により不動産を売却する場合における公売の規定の準用)

第一条の五 第一条の二(暴力団員等に該当しないこと等の陳述)の規定は、法第九十九条第四項(随意契約による売却)において準用する法第九十九条の二(暴力団員等に該当しないこと等の陳述)の規定により財務省令で定めるところにより陳述する場合について準用する。この場合において、第一条の二第一項中「の入札等(法第七十九条第二項第三号(差押えの解除の要件)に規定する入札等をいう。以下この条及び第一条の四第二項において同じ。)をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けようとする者」と、同項第一号から第三号までの規定中「の入札等をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けようとする者」と、同項第四号及び第五号中「の入札等をさせようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けさせようとする者」と、同項第六号中「の入札等をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けさせようとする者」と、同項第七号中「の入札等をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けさせようとする者」と、同項第八号中「の入札等をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けさせようとする者」と、同項第九号中「の入札等をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けさせようとする者」と、同項第十号中「の入札等をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けさせようとする者」と、同項第十一号中「の入札等をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けさせようとする者」と、同項第十二号中「の入札等をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けさせようとする者」と読み替えるものとする。

2 第一条の四(最高価申込者等が暴力団員等に該当しないと認めらるべき事情がある場合)の規定は、法第九十九条第四項において準用する法第六十六条の二第一項ただし書及び第二項ただし書(調査の嘱託)に規定する財務省令で定める場合について準用する。この場合において、第一条の四第二項中「の入札等をさせた者」とあるのは、「を随意契約により買い受けさせ

(不動産の売却決定期日)

第一条の七 省略

附則

(施行期日)

1 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の国税徴収法施行規則第一条の四の規定は、この省令の施行の日以後に国税徴収法第九十五条の規定により行う公告に係る公売について適用する。

ようとした者」と読み替えるものとする。

(不動産の売却決定期日)

第一条の六 同上